

令和6年度の農作業安全対策の推進方針について

【基本方針】

- ・ 直近（令和4年）の農業機械作業に係る死亡者数は152件と、農作業死亡事故全体の2/3近くを占める主要因となっている状態が続いていることを踏まえ、農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）に農作業安全研修実施強化期間を設定し、農業機械作業の安全対策の強化を図ることとする。
- ・ また、近年の温暖化の影響により、熱中症による死亡者の割合も増加していることを踏まえ、初夏（5～7月）に熱中症対策研修実施強化期間を設定し、熱中症対策の徹底を図ることとする。

1 重点推進テーマ

『学ぼう！正しい安全知識 ～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～』

【重点的に行う取組と目標（別紙参照）】

県段階、地域段階で農業者向けの農作業安全研修を開催し、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の講習を行うことを重点的に推進する。また、推進目標は「全ての都道府県域において研修実施回数を令和5年度よりも増やすこと」とする。

2 その他の取組

広報媒体を活用した農業者に対する「注意喚起の実施」、「都道府県・地域単位の推進体制の強化」、「公道走行時の法令遵守」、「労災保険特別加入の促進」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範やGAPの周知・実践」を推進する。

また、「農作業事故情報の収集と報告」の強化を行う。

3 強化期間

熱中症対策研修実施強化期間：令和6年5月1日（水）～7月31日（水）

農作業安全研修実施強化期間：令和6年12月1日（日）～令和7年2月28日（金）

※各地域の営農形態や既存の対策期間などに応じて期間を変更することを妨げない。

4 事務局

農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室（農作業安全班）

担当：土佐、山崎、安藤 電話：03-6744-2111

【重点推進テーマ】

学ぼう！正しい安全知識 ～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～

【重点的に行う取組】

県段階、地域段階で農業者向けの農作業安全研修を開催し、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の講習を行うことを重点的に推進する。

【推進手法】

農作業安全研修は、単独で開催するだけでなく、既存の集会などに「農作業安全に関する指導者」を派遣して安全に対する知識の提供を行う取組も積極的に推進することとする。

また、研修会と「農作業安全に関する指導者」のマッチングを促すため、県内、地域内の研修会をリスト化した「研修会リスト」と、「農作業安全に関する指導者リスト」の整備と関係機関での共有を進めるものとする。

【推進目標】

全ての都道府県域において研修実施回数を令和５年度よりも増加

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農作業安全研修実施強化期間			